

附属機関等の会議の公開に関する指針

〔沿革〕平成13年10月31日総務部長決定。令和2年7月31日一部改正

〔平成13年10月31日総務部長決定〕

この指針は、「沖縄県附属機関等の設置及び運営に関する基本方針（平成17年6月13日付け総務部長決定。以下「基本方針」という。）」に規定する附属機関及び会合（以下「附属機関等」という。）の会議の公開等に関する基本方針を定めることにより、県民に対する積極的な情報提供の推進を図ることを目的とする。

附属機関等の会議の公開等は、当該附属機関等が決定することであるが、開かれた県政の推進のためには、県の行政執行の前提となる審査等を行う附属機関等の会議についても公開に努める必要がある。

この指針は、附属機関等の公開等に関する共通のあり方を定めているが、各附属機関等においては、可能な限り本指針に沿った運営を行っていただきたい。

なお、附属機関等の情報提供には、会議自体の公開と会議開催や会議結果の公表があるが、会議自体を非公開とする場合であっても、会議開催や会議結果については公表するものとしている。

1 対象

この指針の対象となる附属機関等とは、基本方針に規定する附属機関及び会合をいう。

2 会議の公開、非公開の決定

附属機関等の会議の公開又は非公開の決定は、当該附属機関等又は当該附属機関等の長が決定する。

なお、会議の全部又は一部を公開しないことを決定したときは、その理由を明らかにするものとする。

3 会議の公開

附属機関等の会議は、次のいずれかに該当する場合を除くほか、公開するよう努めるものとする。

- (1) 法令若しくは条例等の規定により当該会議が非公開とされている場合
- (2) 沖縄県情報公開条例（平成13年沖縄県条例第37号）第7条各号に掲げる情報に該当すると認められる事項について審議等を行う場合
- (3) 当該会議を公開することにより、公正かつ円滑な審議等が著しく阻害され、会議の目的が達成できなくなると認められる場合

4 公開の方法等

- (1) 附属機関等の会議の公開は、当該附属機関等又は当該附属機関等の長が会議の傍聴を希望する者に、当該会議の傍聴を認めることにより行う。
- (2) 公開する会議においては、傍聴を認める定員をあらかじめ定めることとし、会

場に定員分の傍聴席を設けるものとする。

- (3) 附属機関等又は附属機関等の長は、会議を公開するに当たっては、公正かつ円滑な審議等のため、傍聴に係る遵守事項を定め、会議開催中における会場の秩序の維持に努めるものとする。

5 会議開催の公表

附属機関等の所管部長は、法令の規定により非公開とされている場合を除き、会議の公開、非公開にかかわらず、当該会議開催日の原則として1週間前までに県のホームページへの掲載及び行政情報センターへの備え付けにより会議開催を公表するものとする。

また、原則としてその公開の可否を示すとともに、会議を非公開とするときは、その理由を明示するものとする。

6 会議資料の公表

会議を公開する場合においては、当該会議で使用する資料又は概要等を、会議開催日の原則として2日前までに県のホームページへの掲載及び行政情報センターへの備え付けにより公表するものとする。

7 会議結果の公表

附属機関等の所管部長は、法令の規定により非公開とされている場合を除き、会議の公開、非公開にかかわらず、議事録又は議事概要を、会議終了後原則として1月以内に県のホームページへの掲載及び行政情報センターへの備え付けにより公表するものとする。

なお、当該会議が非公開であった場合は、非公開とした理由も併せて明示するものとする。

8 附属機関等の概要の公表

附属機関等の所管部長は、附属機関等の名称等、その概要を県のホームページへの掲載及び行政情報センターへの備え付けにより公表するものとする。

9 その他

この指針の運用に当たって必要な事項は、別に定める。

10 適用期日

この指針は、平成13年11月1日から実施し、平成14年1月1日以降に開催される附属機関等の会議から適用する。

令和2年7月31日付け総務部長決定による一部改正部分は、令和2年9月1日以降に開催される附属機関等の会議から適用する。